

松阪市手数料条例

(建築基準法 抜粋)

令和 6 年 12 月 9 日施行

(手数料の種類及び金額)

第 2 条 徴収する手数料の種類及び金額は、別表第 1 から別表第 8 までに定めるとおりとする。

2～4 (略)

別表第 3 (第 2 条、第 6 条関係) 建築基準法に係る手数料一覧

その 1

号	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
1	建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく通知（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）に対する審査	確認申請又は計画通知手数料	その2に定める金額（申請若しくは通知に係る建築物が法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第5項ただし書の特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の要件を備える建築主事が審査をする場合にあっては、建築物ごとに、その5に定める金額を加算した金額）
2	法第7条第1項の規定に基づく検査の申請又は法第18条第20項の規定に基づく通知（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）に対する審査	完了検査申請又は完了通知手数料	その3に定める金額
3	法第7条の3第1項の規定に基づく検査の申請又は法第18条第28項の規定に基づく通知（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）に対する審査	中間検査申請又は特定工程工事終了通知手数料	その4に定める金額
4	法第7条の6第1項第1号又は第2号の規定に基づく仮使用の認定の申請又は法第18条第38項第1号又は第2号の規定に基づく通知（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	12万円

5	同上（仮使用部分追加承認申請）	同上（仮使用部分追加承認申請）	42,000円
6	法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000円
7	法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	33,000円
8	法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	33,000円
9	削除		
10	法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	27,000円
11	法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	16万円
12	法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	壁面線外における建築許可申請手数料	16万円
13	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（同条第16項各号のいずれかに該当する場合を除き、法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請手数料	18万円
13の2	法第48条第16項第1号（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合の増築等の許可の申請に対する審査	特例許可を受けた建築物等に係る用途地域における増築等許可申請手数料	12万円
13の3	法第48条第16項第2号（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合の増築等の許可の申請に対する審査	日常生活に必要な建築物等に係る用途地	14万円

	む。)の規定に該当する場合の建築等の許可の申請に対する審査	域における建築等許可申請手数料	
14	法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等敷地許可申請手数料	16万円
15	法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	27,000円
15の2	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	16万円
16	法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の特例に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の特例に係る許可申請手数料	33,000円
17	法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	33,000円
18	法第53条の2第1項第3号又は第4号（法第57条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の許可申請手数料	16万円
19	法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	27,000円
19の2	法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円
20	法第55条第4項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	16万円
21	法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円

22	削除		
23	法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
23の2	法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円
24	法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	16万円
25	法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	16万円
26	法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	16万円
27	法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する特例の許可申請手数料	16万円
27の2	法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく建築物の建蔽率又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率又は壁面の位置に関する特例の許可申請手数料	16万円
27の3	法第60条の2の2第3項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円
27の4	法第60条の3第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率及び建築	特定用途誘導地区における建築物の容積	16万円

	面積に関する特例許可の申請に対する審査	率及び建築面積の特例許可申請手数料	
27 の 5	法第60条の3第2項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円
28	法第67条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料	16万円
29	法第67条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料	16万円
30	法第67条第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	16万円
31	法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率、同条第3項の規定に基づく建築物の高さ又は同条第7項の規定に基づく地区計画に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区等における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
32	法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	再開発等促進区等における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	16万円
33	法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する	27,000円

		る制限の適用除外に係る認定申請手数料	
33の2	法第68条の5の2第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請に対する審査	特定建築物地区整備計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
34	法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	16万円
35	法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
36	法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請手数料	27,000円
37	法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	16万円
38	法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	12万円
38の2	法第85条第7項の規定に基づく国際的な規模の会議等使用する仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	国際的な規模の会議等使用する仮設興行場等建築許可申請手数料	16万円
39	法第86条第1項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	一団地内に建築等をする1又は2以上の建築物の特例認定申	建築物の数が1又は2である場合にあっては78,000円、3以上である場合にあっては

		請手数料	78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
40	法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築等をする建築物の数が1である場合にあっては78,000円、2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築等をする建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
41	法第86条第3項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する一団地内に建築等をする1又は2以上の建築物の特例許可申請手数料	建築物の数が1又は2である場合にあっては22万円、3以上である場合にあっては22万円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
42	法第86条第4項の規定に基づく複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する一定の一団の土地に既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例許可申請手数料	建築等をする建築物の数が1である場合にあっては22万円、2以上である場合にあっては22万円に1を超える建築等をする建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
43	法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等認定申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては78,000円、2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
44	法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は、一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は、一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等許可申	建築物（一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は、一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1で

		請手数料	ある場合にあっては22万円、 2以上である場合にあっては 22万円に1を超える建築物の 数に28,000円を乗じて得た額 を加算した金額
45	法第86条の5第1項の規定に基づ く一の敷地とみなすこと等の認定 又は許可の取消しの申請に対する 審査	一の敷地とみなすこ と等の認定又は許可 の取消し申請手数料	6,400円に現に存する建築物 の数に12,000円を乗じて得た 額を加算した金額
46	法第86条の6第2項の規定に基づ く建築物の容積率、建蔽率、外壁 の後退距離又は高さに関する制限 の適用除外に係る認定の申請に対 する審査	一団地の住宅施設に 関する都市計画に基 づく建築物の容積 率、建蔽率、外壁の 後退距離又は高さ に関する制限の適用 除外に係る認定申 請手数料	27,000円
47	法第86条の8第1項の規定に基づ く既存の一の建築物について2以 上の工事に分けて増築等を含む工 事を行う場合の制限の緩和に係る 認定の申請に対する審査	既存の一の建築物を 段階的に増築等を含 む工事を行う場合の 制限の緩和に係る認 定申請手数料	27,000円
48	法第86条の8第3項（法第87条の 2第2項において準用する場合を 含む。）の規定に基づく既存の一 の建築物について2以上の工事に 分けて増築等を含む工事等を行う 場合の制限の緩和に係る認定の変 更の申請に対する審査	既存の一の建築物を 段階的に増築等を含 む工事を行う場合の 制限の緩和に係る認 定の変更認定申請手 数料	27,000円
48の 2	法第87条の2第1項の規定に基づ く既存の一の建築物について2以 上の工事に分けて用途の変更に伴 う工事を行う場合の制限の緩和に 係る認定の申請に対する審査	既存の一の建築物を 段階的に用途の変更 に伴う工事を行う場 合の制限の緩和に係 る認定申請手数料	27,000円
48の 3	法第87条の3第6項の規定に基づ く建築物の用途を変更して一時的 に興行場等として使用する場合の 制限の緩和に係る許可の申請に対 する審査	建築物の用途を変更 して一時的に興行場 等として使用する場 合の制限の緩和に係 る許可申請手数料	12万円
48の	法第87条の3第7項の規定に基づ	建築物の用途を変更	16万円

4	く建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	
49	建築基準法施行令（昭和25年政令第388号。以下「施行令」という。）第137条の12第6項の規定に基づく用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請手数料	27,000円
50	施行令第137条の12第7項の規定に基づく形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請手数料	27,000円
51	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づく容積率に関する特例許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替えに係るマンションの容積率の特例許可申請手数料	16万円

その2（法第6条第1項の規定に基づく確認申請手数料又は法第18条第2項の規定に基づく計画通知手数料（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。））

1 建築物を建築する場合（移転（同一敷地内における移転に限る。以下この表において同じ。）する場合を除く。）

床面積の合計	手数料の金額
30 平方メートル以内のもの	8,000 円
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	19,000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	41,000 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	63,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	107,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	155,000 円
2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	231,000 円
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内のもの	341,000 円
5 万平方メートルを超えるもの	61 万円

2 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）

手数料の金額	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について、この表の1により算出した額
--------	---

3 建築物を移転し、その大規模な修繕若しくは大規模な模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。）

手数料の金額	当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1について、この表の1により算出した額
--------	--

4 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模な修繕若しくは大規模な模様替をし、又はその用途を変更する場合

手数料の金額	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について、この表の1により算出した額
--------	---

5 建築設備を設置する場合（この表の6に掲げる場合を除く。）

区分	手数料の金額
小荷物専用昇降機以外の建築設備	23,000 円
小荷物専用昇降機	8,000 円

6 確認又は通知を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合

区分	手数料の金額
小荷物専用昇降機以外の建築設備	10,000 円
小荷物専用昇降機	5,000 円

7 工作物

区分	手数料の金額
工作物を築造する場合	17,000 円
確認又は通知を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	7,000 円

その3（法第7条第1項の規定に基づく完了検査申請手数料又は法第18条第15項の規定に基づく完了通知手数料（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。））

1 建築物（法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。）を建築した場合（移転（同一敷地内における移転に限る。以下この表において同じ。）する場合を除く。）

床面積の合計	手数料の金額
30 平方メートル以内のもの	17,000 円
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	22,000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	36,000 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	51,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	67,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	95,000 円
2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	171,000 円
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内のもの	244,000 円
5 万平方メートルを超えるもの	449,000 円

2 建築物（法第7条の3第1項又は法第18条第21項の特定工程に係る建築物に限る。）を建築した場合（移転を除く。）

床面積の合計	手数料の金額
30 平方メートル以内のもの	17,000 円
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	21,000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	34,000 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	49,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	64,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	89,000 円
2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	164,000 円
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内のもの	237,000 円
5 万平方メートルを超えるもの	443,000 円

3 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合

手数料の金額	当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について、この表の1により算出した額
--------	--

4 建築設備

区分	手数料の金額
小荷物専用昇降機以外の建築設備	41,000 円
小荷物専用昇降機	24,000 円

5 工作物

区分	手数料の金額
工作物を築造する場合	29,000 円

その4（法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査申請手数料又は法第18条第21項の規定に基づく
特定工程工事終了通知手数料(法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。))

1 建築物

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の金額
30 平方メートル以内のもの	17,000 円
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	21,000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	33,000 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	47,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	62,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	84,000 円
2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	143,000 円
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内のもの	204,000 円
5 万平方メートルを超えるもの	391,000 円

その5（構造計算適合性判定を要しない場合の構造審査手数料）

法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第5項ただし書の特定構造計算基準若しくは特定増改築
構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の要件を備える建築主事が審査する場合

構造計算適合性判定を行う部分の床面積	手数料の金額
1,000 平方メートル以内のもの	157,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	209,000 円
2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	240,000 円
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内のもの	319,000 円
5 万平方メートルを超えるもの	587,000 円

備考 一の建築物で2以上の構造計算を行う場合にあっては、当該構造計算を行う部分ごとに、この表
により算出した金額の合計とする。